

広報まえばし通常広告掲載要領

前橋市広告掲載要綱及び前橋市広告掲載取扱基準に基づき、広告掲載の募集に必要な事項を定めたものです。

1 広報まえばし通常広告の内容

名称	広報まえばし	
規格	A4版 / 平均36ページ	広告掲載場所は裏表紙の前ページ A4版の余白を除く部分を縦に2分割、横に5分割したスペースの計10枠。 申込書に掲載希望号を記入してください。
発行部数	約150,000部(令和4年12月1日現在)	
配布期間	発行日以降	
発行日・発行頻度	年12回(毎月1日発行)	
内容	市からのお知らせ等を掲載	
配布先・方法	市内全世帯 / 自治会による毎戸配布	

2 掲載可能な広告

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	掲載料(税込)
裏表紙の前ページ	45mm × 85mm	10枠	4色カラー	1枠 50,000円
広告掲載できない業種・内容	・前橋市税に滞納がある者。 上記のほか、前橋市広告掲載要綱及び広告掲載基準に規定するもの。			
入稿形態	完成した広告データをメールなどで提出してください。(完全原稿で版下を入稿)			
入稿締切日	原則として広報紙を発行する日の15日前まで。(原稿内容の審査あり)			
その他	・広告ページの余白内に次の文章が入ります。 「広告内容に関する質問などについては、広告スポンサーに直接問い合わせください。」 ・納入方法等の諸手続については、前橋市広告掲載要綱に定めがあります。			

3 申し込み

申し込み方法	掲載希望者は申込書(様式第1号)に次の書類を添付して提出してください。また、広告代理店等の申し込み時は別途様式(広告掲載及び市税等調査同意書)が必要です。ただし、継続して掲載を希望し前年から記載事項に変更がない場合や、市長が事務処理においてその必要がないと認める場合は、添付書類の一部または全部を省略できます。 (1)商業登記簿謄本(登記の現在事項証明書)または主務官庁が発行した認可証・許可書等(コピー可)。 (2)チラシやパンフレットなど、会社・団体等の事業内容が分かるもの。 (3)その他、市長が提出を必要とする書類。
申し込み期限	2月10日(金)まで(期限後は空き枠がある号のみ随時)

4 掲載決定の方法

掲載決定方法	1月10日(火)から2月10日(金)までに年度単位で募集し、枠数を超える応募があった場合、希望掲載回数が多いものを優先(希望掲載回数が同数の場合には、市内の企業などを優先)。条件が同じ場合は抽選で決定します。募集締め切り後は、空き枠がある号のみ随時受け付けます(空き状況は本市ホームページをご覧ください)。
--------	---

◆担当課 問い合わせ先

前橋市役所 総務部 秘書広報課 広報係 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1 担当 滋野 電話:027-898-5847 E-mail: shiseihasshin@city.maebashi.gunma.jp
--